

電話でも調停手続案内 平日毎日裁判所で受付

お隣との土地の境界、落雪による家屋の修理代の弁償、お金の貸し借り、売買代金の支払、敷金返還、賃金支払などをめぐる民事上の紛争や、夫婦間の離婚、家族の生活費、養育費、面会交流、遺産分割などをめぐる紛争について、裁判官と調停委員が当事者の間に入って話し合いで柔軟に解決する手続が調停です。電話でも手続のご案内をさせていただきます。ぜひご利用ください。

【受付・問い合わせ先】

- ・八雲簡易裁判所
函館家庭裁判所八雲出張所
☎0137-62-2494
(旧八雲町管轄)
- ・江差簡易裁判所
函館家庭裁判所江差支部
☎0139-52-0174
(旧熊石町管轄)
- ・函館簡易裁判所
☎0138-38-2340
- ・函館家庭裁判所
☎0138-38-2350

消防本部からの お知らせ

◎年末年始における火災 予防について

これから迎える年末年始は例年火災が多発する傾向にあり、出火原因の多くはちよつとした火の不始末や不注意によつて起きています。かけがえのない生命と財産を守るためにも、お出かけ前やお休み前はもちろんのこと、火の元には十分ご注意ください。

◎住宅火災のいちを守 る7つのポイント

【3つの習慣】

- ・寝たばこは、絶対にやめる
- ・ストーブの近くに燃えやすいものは置かない。
- ・火元から離れるときは、必ず火を消す。

【4つの対策】

- ・逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ・寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- ・火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- ・お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

子育て支援センターからのお知らせ

12月の『ホットサロン』を 開きます

- 学校へ行きたくない、休みがち…
- 他の子とうまくなじめない…
- 進路のことが心配…
家族の理解の悩み など
ひとりで悩まずお話しませんか？
初めての参加で不安な方は気軽にご連絡
ください。

【日時】 12月18日(金)
午後1時30分～2時30分

【場所】 子育て支援センター

【対象】 保護者、学校関係者、支援者

【申込期限】 12月17日(木)

※来館時、体調調査をお願いしています。
※ご利用の際には、検温をしてから来館し、
マスク着用を忘れずにお願いします。
※館内は消毒・換気を行っています。

【申込・問い合わせ先】

子育て支援センター ☎0137-62-2573



林業退職金共済制度 (林退共)について

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。

○掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。

○掛金の一部を国が免除します。

○雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

【問い合わせ先】

独立行政法人勤労者退職金共済機構
林業退職金共済事業本部
☎03-6731-2889